

小型特殊自動車を所有する方へ、ご存知ですか？

- *軽自動車税は、トラクター等の小型特殊自動車を所有していれば課税されます。
- *公道を走る・走らないにかかわらず、課税の対象になりますので注意してください。
- *小型特殊自動車に該当する場合は軽自動車税が課税されるため、固定資産税（償却資産）は課税されません。



◎ナンバー登録に必要なもの
車両の大きさや最高速度、
車名・車体番号のわかるもの

軽自動車税の対象となる「小型特殊自動車（農作業用・その他）」

区分		農耕作業用	その他
車両の大きさ	長さ	制限無し	4.7m以下
	幅	制限無し	1.7m以下
	高さ	制限無し	2.8m以下
総排気量		制限無し	制限無し
最高速度		時速 35 k m未満	時速 15 k m以下
構造		農耕作業を行う能力と乗用装置を兼ね備えた「 農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車（コンバイン）、田植機、国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 」	「ショベル・ローダ、ダイヤ・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ・ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して走行する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車、国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車
軽自動車税 （年税額） 平成 28 年度より		2,400 円	5,900 円

【お問い合わせ】肝付町役場 税務課 賦課係
TEL：0994-65-8414